令和3年第10回辰野町議会定例会会議録(16日目)

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	吉 澤	光雄	2番	松	澤	千个	七子
3番	山 寺	はる美	4番	瀬	戸		純
5番	矢ヶ崎	紀男	6番	津	谷		彰
7番	池田	睦雄	8番	樋	口	博	美
9番	舟 橋	秀仁	10番	小	澤	睦	美
11番	小 林	テル子	12番	古	村	幹	夫
13番	向 山	光	14 番	岩	田		清

5. 会議事項

日程第 1 議案第 3 号 辰野町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正 する条例について

> 議案第 4 号 辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改 正する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第2号 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 7 号 令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 13 号)

日程第 4 議案第 10 号 令和 3 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 5 議案第 12 号 令和 3 年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第6 議案第14号 令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第7 請願・陳情についての委員長報告

日程第 8 追加提出議案の審議について

議案第 16 号 令和 3 年度辰野町一般会計補正予算(第 14 号)

日程第9 議員提出議案の審議について

発議第1号 新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価 下落・資材高騰への対策を求める意見書の提出について

発議第2号 辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める意見書の提 出について

議案第10 陳情第14号の継続審査について

日程第11 議会閉会中の委員会の継続審査について

日程第12 議員派遣について

6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	武	居	保	男	副町長	山	田	勝	己
教育長	宮	澤	和	德	総務課長	加	藤	恒	男
まちづくり政策課長	一 力	'瀬	敏	樹	住民税務課長	三	浦	秀	治
保健福祉課長	竹	村	智	博	産業振興課長	赤	羽	裕	治
事業者緊急支援担当課長	岡	田	圭	助	建設水道課長	宮	原	利	明
会計管理者	中	村	京	子	こども課長	小	澤	靖	_
生涯学習課長	西	原		功	辰野病院事務長	今	福	孝	枝

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長

桑原高広

議会事務局庶務係専門員 有賀智美

8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第 11 番 小 林 テル子

議席 第 12 番 古 村 幹 夫

- 9. 会議の顚末
- ○議会事務局長

ご起立願います。(一同起立)礼。(一同礼)

○議 長

議会最終日となりました。よろしくお願いいたします。定足数に達しておりますの で、令和3年第10回定例会、第16日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会 議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第3号、辰野町公共下水道事 業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号、辰野町農業 集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上2議案を 一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員 長池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(池田)

はい。それでは令和3年12月定例会、条例審査委員長報告を行います。本定例会 初日、総務産業常任委員会に付託されました条例審査案件2件について、12月9日午 前9時より総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと慎重に審査を行いまし た。なお2件の条例審査には担当である建設水道課の職員から説明を受けました。以 下その概要を報告いたします。付託された2件の条例審査は相互に関連するものであ り、同時に審査いたしました。議案第3号、辰野町公共下水道事業受益者負担に関す る条例の一部を改正する条例について、議案第4号、辰野町農業集落排水処理施設の 管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は辰野町公共下水道事業 排水区域接続のうち、辰野町農業集落排水処理施設の沢底地区と辰野北部地区の2地 区を公共下水道へ令和3年度末までに接続可能となった。そのため議案第3号にて同 2 地区を辰野町第2負担区に加える。経過措置として、辰野町農業集落排水処理施設 の受益者負担金加入申込金を納入済みの加入者は、辰野町公共下水道受益者負担金を 徴収されたものとみなすとするために条例の一部を改正したいとするものです。また 議案第4号は同2地区を辰野町農業集落排水処理区域から削除するために、条例の一 部を改正したいとするものです。変更点として議案第3号は公共下水道接続により沢 底地区と辰野北部地区の一部を公共下水道受益者負担扱いとする。議案第4号は同2 地区を農業集落排水処理施設の管理から削除するとするものです。主な質疑として、 「該当地域にどのように説明し納得いただいたか」の質問に対して、「沢底地区は昨 年9月から北部地区は今年2月から住民説明会等を重ねた。使用料金が農集の定額制 から公共下水では従量制になり、上水道等の使用状況により請求額が変わること等を 丁寧に説明しました。特に反対意見はなくご理解いただいたと考えている」との答弁 でした。「5 地区同時の公共下水道接続はできなかったのか」の質問に対して、「2015 構想の短期接続計画に沿ったものである」との答弁でした。「2 地区の水洗化率」の質 問に対して、「令和 3 年 3 月 31 日現在、北部地区 158 世帯 98.4%、沢底地区 115 世帯 97.1%」との答弁でした。「各地区の事情があるため、各地区組合と町の信頼関係を

構築し、話を進めてほしい」と意見が出されました。議案第3号について反対意見はなく、採決した結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。また議案第4号について反対意見はなく、採決した結果、委員全員一致で可決すべきものと決しました。以上総務産業常任委員会に付託された条例審査2件の審査結果を報告しました。 賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第3号、辰野町公共下水道事業受益者 負担に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。お諮りいたし ます。委員長報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありません か。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。 次に、議案第4号、辰野町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを、採決いたします。この採決は起立により行います。本件については地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は14名であり、その3分の2は10名であります。なおこの特別多数議決には、私議長も表決権を行使することをとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

○議 長

ただいま起立者数全員であります。よって所定数に達しております。議案第4号は原案のとおり可決されました。日程第2、議案第2号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第6

号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例について、以上3件を議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(津谷)

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、議案第2号、第5号、第6 号についての審査状況を報告します。12月9日午前9時から福祉教育常任委員会室に おいて委員全員出席のもと、担当課職員に内容を求め質疑を行いました。議案第2号、 辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由は分娩の際に重度 の脳性麻痺を発症してしまった子ども、家族の経済的負担を速やかに補償する産科医 療保障制度の見直しによる健康保険法施行令等の一部改正及び高齢者の医療の確保 に関する法律の改正に伴い、辰野町国民健康保険条例の一部を改正するものです。主 な質疑として「1.掛け金の引き下げ分を確保するためなのか」という質問に対し、「そ のとおりであり、下がった分を補填するものである」「2.掛け金は個人がかけるのか 町がかけるのか」という質問に対し「出産の際にこの制度に登録した分娩者が一時的 に払うが、出産一時金の中に含まれ支給されるため、最終的には町が分娩機関に払う ことになり本人負担はない」「3. 分娩者が全員払うのか」という質問に対し、「分娩機 関が制度に加入していれば払う、この制度に加入していない所もある」との答弁でし た。また「分娩機関に掛かる際に制度に加入しているか妊婦さんはわかるのか、また その周知は」の質問に対しては、担当課より全委員に制度の啓発チラシの提供があり 周知されていることを確認し、長野県内では、ほぼ100%が制度の登録をされている ことが分かりました。以上審査のうえ、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決 しました。議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正をする条例について、提案理由は内閣府令の一部 改正に伴い、辰野町特定・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正するものです。デジタル化の推進に伴い電磁的方法による申請 また記録等を可能とするものです。主な質疑として「1. 特定教育・保育施設の対象は どこか」という質問に対し、「町内では公立保育園6園とヨゼフ幼稚園」「2.電磁的方 法の提供を受ける人と受けない人の管理は」という質問に対し、「しばらくは併用す るが、現在スマホによるオクレンジャーを全員が登録しているため、次の段階に進め やすいのでは」との答弁でした。以上、審査のうえ採決の結果、全員一致で可決すべ

きものと決しました。議案第6号、辰野町辰野町立図書館条例の一部を改正する条例 について、提案理由は辰野町立図書館を閉館したことに伴い、条例の一部を改正する ものです。主な質疑として「1. 平成 27 年 11 月に小野図書館の住民ニーズに沿った再 生を求める要望書が地元区から出されましたが、平成31年3月に町が地元区等へ閉 館したいという方針を説明するまでの間、地元区との協議はされたのか」という質問 に対し、「その間に図書館協議会や外部評価委員などに投げかけ、状況を話してきて いる。令和2年1月29日に文書で回答した」「2.要望者が出されてから3年4箇月の 間に地元区と協議ができなかった理由は」という質問に対し「要望書提出時に懇談を 持った中、現状を見た時利用者の減少や施設の問題により、このままの形を残すこと は無理と承知をしている。今の図書館が無くなっても何らかの形で残せるならばとい うことで落ち着いた。この時点で回答をしなくていい雰囲気があったため、要望書に 対する回答を出すのに時間を要した」「3. 閉館せざるを得ないと判断したのはいつか、 教育委員会での判断をしたのか」という質問に対し、「主に図書館委員会が協議をし た。平成31年3月1日に地元に閉館を投げかけ6月19日に承認された後、12月18 日図書館協議会を行い閉館に向けて説明をして了解を得た」「4. 町の文書で閉館と休 館が混在しているがどちらなのか」という質問に対し、「図書館機能が今後維持され ていくことで休館、閉館、閉鎖の意味を深刻に確認しなかったと推察する。小野区か ら図書館機能は消えるということではない」「5.地元からの要望書に対する町の回答 事項について検討状況と今後の見直しは」という質問に対し、「今年度の蔵書整理が ここで終わる。それを受けて文化的施設ということで、小野区と教育委員会文化係を 中心に、小野宿の街並み保存の一つとして検討している。図書館機能については塩尻 市の北小野支所内にあるイメージで、小野農民研修センターや新たな図書館機能を持 つ建物に移すなどの検討をしている」「6.教育施設の廃止に関して教育委員会の権限 と議会の議決権との関係について、今回の廃止に等しい閉館は議会議決を得て行うべ きではなかったのか」という質問に対し、「教育委員会は廃止の権限や議会に対して 条例を提出できる権限を持っていない。教育委員会で協議をしたのち町長とも協議を して、町長から議会へ条例を提出するものと理解している」との答弁でした。また、 「時間がかかる中で地元との協議が薄かったのでは」「教育委員会の記録をもう少し 具体的に残してほしい」「今後教育施設を廃止に等しい閉館とする場合、議会議決を 得てから行うべきだ」との意見が出ました。以上、審査の上、採決の結果全員一致で 可決すべきものと決しました。3件についてそれぞれ採決した結果、いずれも全員一致で可決すべきものと決しました。以上委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、辰野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第5号、辰野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたしま す。委員長報告は原案可決です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。 (議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。 次に議案第6号、辰野町立図書館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立により行います。本件については地方自治法第244条の2第2項及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条の規定により、出席議員数の3分の2以上の同意を必要とする特別多数議決であります。ただいまの出席議員数は14名であり、その3分の2は10名であります。なおこの特別多数議決には、私議長も表決権を行使することとされておりますのでご了承願います。お諮りいたします。本件については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。(起立 14名)

○議 長

ただいま起立数は全員であります。所定数に達しております。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。日程第3、議案第7号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。これより、質疑討論を行います。ありませ

んか。

○吉 澤(1番)

一般会計補正予算 13 号について 4 点ほど質問をさせていただきます。まず議案書 15 ページ、総務費の 220 乗合タクシー運行事業、12 委託料 30 万円の委託料増額ですが増額の理由を教えてください。次に予算書 21 ページ、民生費 0371 事業保育園運営事務、02 給料 913 万 5,000 円の不用減額がここで計上されていますが、理由、事情をお聞かせください。次に予算書 27 ページ、土木費 0801 土木総務事務、18 番の負担金、補助及び交付金、住宅リフォーム補助金が 220 万円増額補正となっていますが、この理由を教えてください。続いて 28 ページ、同じく土木費の 0803 道路維持事業、12 の委託料、除雪委託料 700 万円の増額になっていますが、対象路線が増えるのかどういうことなのか増額の理由を教えてください。以上です。

○まちづくり政策課長

それではまず初めに補正予算書 15 ページの、乗合タクシー運行事業における委託料増額の理由についてご説明申し上げます。当事業につきましては年間 242 日間を運行し、時間単価にて契約をし年額約 98 万円を見込んでおります。そのうち運賃収入70 万円を除く年間 910 万円を予算措置しておりましたけれども、運賃収入が約 30 万円減少する見込みとなったため補填するための補正でございます。以上でございます。

はい。それでは補正予算書 21 ページ 0371 の給料でございますけれども、保育士が 育児休業に入ったことに伴う給料の減額でございます。

○建設水道課長

0801 の住宅リフォーム補助金の増額についてでございますが、今 60 件の当初予算がありました。今現在 57 件の利用がありましてこれにつきましては、コロナ禍の中事業所の応援も含んでいる事業でございますので、20 件分の増額を計上させていただいております。それから 0803 の委託料でございますが、当初予算が 1,300 万です。前回の答弁で言いましたが必要経費として 1,500 万必要ってことで、もう足りない状況でございます。それプラス除雪の費用ということで 700 万ということで要望させていただいております。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○吉 澤(1番)

はい。建設課長の最後の除雪の説明ですけども、当初 1,300 万の予算計上これは私 も確認しました。説明も若干あったかと思うんですが、1,500 万必要であって更に 700 万必要だっていうのは、当初予算の見積りがちょっと足りなかったということですか ね。何かそれとも何か新しい事情ができたんですかね。

○建設水道課長

除雪につきましては業者の機械を確定するまでの金額っていうのは想定できないので、今回機械の諸経費をあれした中では 1,500 万必要っていうことになりました。1,500 万ということは残りの 200 万が足りなかったのであと 500 万は何かっていうと、除雪に関わる経費です。1 時間ごといくらっていう経費が 0 なもんですからここでさせていただいております。以上です。

○議 長

よろしいですか。はい。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑・討論を終結いたします。これより、議案第7号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第13号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。日程第4、 議案第10号、令和3年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題と いたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第10号、令和3年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第5、 議案第12号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題 といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第12号、令和3年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第6、 議案第14号、令和3年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といた します。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより、議案第14号、令和3年度辰野町介護保 険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の とおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なし)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。日程第7、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に、総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第10号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書、陳情第11号、最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第12号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書、陳情第13号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書、陳情第14号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書、陳情第16号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情、以上6件について総務産業常任委員会における審査結果を、総務産業常任委員長池田睦雄議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(池田)

令和3年12月定例会、陳情審査委員長報告を行います。本定例会初日に、当委員 会に付託されました陳情第 10 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号、第 14 号及び第 16 号 の6件の審査結果を報告いたします。12月9日午前10時20分から総務産業常任委員 会室において委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告い たします。陳情第10号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書、提出者は一 般社団法人長野県建築士事務所協会、会長土屋長命氏。一般社団法人長野県建築士事 務所協会、上伊那支部長宮下治氏。趣旨は、安全・安心な社会インフラの確保のため に建築物の設計・工事監理業務の発注に際して、建築士法の規定に基づく業務報酬基 準の大臣告示が見直され、新しい基準「告示第98号」に準拠して改訂された「官庁 施設の設計業務等積算要領」に基づく算定が行われるよう陳情するものです。審査に おける主な意見として、建築士法の規定に基づく業務報酬基準を大臣告示の見直しに 従うべきは、当町の行政執行は十分認識され留意されて実行されている。町に同様の 陳情が出されているため、行政と議会の認識は共有されている。町には陳情の趣旨に 沿って適正な競争原理による発注を要望すべきは、当町政において十分認識され留意 されて実行されている。職員の専門職強化を図り、適正な発注業務が行われるように 要望すべき。過去に同様の陳情が出され趣旨採択としていたが、大臣告示に従い採択 を妥当と考える等の意見が出されました。反対意見は特になく、採決の結果、委員全 員一致で採択すべきものと決しました。陳情第 11 号、最低制限価格の設定に関する 陳情書、提出者は陳情第 10 号と同じです。趣旨は、建築物の設計・工事監理業務等 を入札により発注する場合は、最低制限価格設定を行う。また最低制限価格の設定は、 発注予定額の90%以上に設定するよう陳情するというものです。審査における主な意 見として、設計料と工事監理料を低く落札しすぎると工事が心配になるが、町の工事 監理は十分に認識され留意されている。設計ソフトの利用は適正な積算価格の正確性 が確保できている。職員の専門職強化を図り、適正な発注業務が行われるように要望 すべき。過去に同様の陳情が出され趣旨採択としていたが、国の報酬基準や県の失格 基準価格設定に従い採択が妥当と考える等の意見が出されました。反対意見は特にな く、採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決しました。陳情第 12 号、耐震 診断・耐震改修に関する陳情書、提出者は陳情第 10 号と同じです。趣旨は、耐震診 断業務の発注において、建築士法の規定に基づき国土交通大臣が定めた業務報酬基準

告示第670号に準拠した契約行為を陳情するもの。また告示第98号に基づいた改修 工事の業務報酬の算定を陳情するものです。 審査における主な意見として、陳情第 10 号、第11号と同様に国・県の業務基準に則り適正な業務執行の趣旨であり賛同でき る。職員の専門職強化を図り、適正な発注業務が行われるように要望すべき等の意見 でした。反対意見は特になく、採決の結果、委員全員一致で採択すべきと決しました。 陳情第13号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求め る陳情書、提出者は、上伊那農民組合、代表者竹上一彦氏。陳情第 16 号、新型コロ ナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める 陳情、提出者は上伊那農政対策委員会、委員長御子柴茂樹氏、上伊那農業協同組合、 代表理事組合長御子柴茂樹氏。本2件は陳情内容が同一となっているため同時に審査 しました。趣旨は、コロナによる米の需給減少分は政府の責任により過剰在庫分を至 急買い入れるなどの特別な隔離対策が必要である。不要なミニマムアクセス輸入米、 年間 77 万トンの輸入調整など国内産優先の米政策に転換する必要がある。農業者の 経営と地域経済を守るため、コロナ禍のかつて経験したことがない危機的な事態の中 で、従来の政策的枠組みにとらわれない政策を求めるものです。審査における主な意 見として、国内米の過剰在庫とミニマムアクセス輸入米を生活困窮者へ届ける。農業 経営の支援を進めてほしい。買い取りだけでない経営支援は大変重要である。日本の コメ自給率が非常に低く、中山間地は荒れ放題になっていく。食料自給は基本である。 学校給食の国産米利用は不十分であり、もっと使用してほしい。県立高校も米食を採 用してほしい等の意見でした。反対意見は特になく、採決の結果、委員全員一致で採 択すべきものと決しました。意見書は陳情第13号と第16号と一つにまとめて提出す ることとしました。陳情第14号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書 の提出についての陳情書、提出者は陳情第 13 号と同じです。趣旨は、2023 年 10 月か らのインボイス制度、適格請求等保存方式実施に向け、本年10月1日から適格請求 書発行事業者の登録申請の受付が進められている。コロナ禍で時短・自粛営業を余儀 なくされ、地域経済が疲弊するもとで自営業者の経営危機が深まり、インボイス制度 に対応できる状況ではない。多くの中小企業団体や税理士団体も、凍結、延期、見直 しを表明し、現状での実施に懸念の声が上がっている。そのため消費税のインボイス 制度は実施を注視することを陳情するものです。審査における主な意見としては、2 年後の制度実施に向け動き出している。延期、見直しはあるが中止するのは無理と考

える。個人事業者はほとんどが免税業者で、協同組合と個人との両取引があり複雑になり混乱している。中止と言っても今後の対応が難しく中止までは望めないのではないか。まだ納得感がなく時期尚早で判断すべきではないので継続審査を希望する。制度移行に経過措置があり様子見したい。今の時期に制度実施すれば個人事業者はやめていく。制度には不透明なところもあり継続審査として経過観察したい。1年程度様子見したい。農業者の9割が免税事業者、中小の米農家が課税業者に転換せざるを得なくなる。経過措置はあるが課税強化しようとしている。小規模事業者を苦しめる制度と考え、中止に賛成する。継続審査等にするのではなく採択か不採択の判断をすべき等の意見でした。反対意見は特になく採択と継続審査の要望が出されたため、継続審査に付すべきかについて表決をとった結果、継続審査に賛成5、反対1となり継続審査と決しました。よって本定例会に継続審査申出書を提出いたします。以上、陳情6件に対する委員会の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、始めに陳情第 10 号、国土交通省告示第 98 号の履行 に関する陳情書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 10 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第 11 号、最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 11 号、最低制限価格の設定に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。 委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第 12 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 12 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。 委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第 13 号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書についてを質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第13号、新型コロナ禍による米の需給悪化の改善と米価下落の歯止め策を求める陳情書を採決いたします。お諮りいたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第 16 号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第 16 号、新型コロナウイルスの影響における米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める陳情を採決いたします。 お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。次に、福祉教育常任委員会へ付託となりました請願第 15 号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める請願書について、福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長津谷彰議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(津谷)

本定例会初日に福祉教育常任委員会に付託されました、請願第 15 号の審査結果を報告します。12 月 9 日午前 9 時 50 分から福祉教育常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下その概要を報告いたします。請願第 15 号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める請願書の審査結果です。提出者は辰野高等学校同窓会、会長篠平良平氏、紹介議員古村幹夫議員。趣旨は、辰野高校は県内でも有数の小規模校の特性を活かした歴史ある学校であり、開校以来社会に貢献し幅広く活躍する立派な人材を数多く輩出しております。一方生徒たちも地域の学校と

して辰野町を中心に地元フェスタの参加や保育園・小中学校との交流を積極的に行っ ており、更に地域とのかかわりを大切にして公民館活動や文化芸術活動においても多 くの町民と熱心に交流を重ねるなど、町民と協働する高校生が集う学校として、地域 活性化・まちづくりに大きく貢献しています。また、令和4年度より生徒の希望進路 を加味したコース制を導入するなど、画一的な高校とは一味も二味も違う特色ある高 校づくりに取り組んでいく予定です。さて、令和3年9月に公表された「高校改革 夢に挑戦する学び 再編・整備計画(二次)」の中で辰野高校は全日制普通科高校とす ることが示され、同窓会としても再編問題は将来にわたる重要な課題と位置づけ、町 や学校関係者と情報・意見交換を行ってきました。しかし商業科が無くなることでい ずれ1学年2学級の規模に定員が減らされるのではと懸念をしています。幅広い教育 課程の編成、生徒や教師と幅広い出会い、学校行事や部活動などの集団活動の活性化 などの視点から、ある程度の学校規模が必要であると考えます。部活一つとっても野 球やサッカーなど生徒たちに人気の高い団体競技ができなくなるなど、生徒の興味や 関心に応じた選択の幅を狭めていくことになります。更に高校生活で大切なのは多く の個性が異なる仲間との出会い、コミュニケーション能力を高め、切磋琢磨の中で自 我を作り上げることにあり、その機会が限られることにもなります。また定員縮小は 教員の配置に直結し、きめ細やかな学習指導、教科等の選択幅の確保、学校行事や部 活動などの社会性を育む集団活動の場の保障、校内研修を通じた教員の指導力の向上 など高校教育の質への影響が危惧されます。そのためより良い教育環境を整備するに は、現在の規模以上の学校を維持することが重要であると考えます。つきましては辰 野高校は上伊那地域と辰野町の子どもたちにとって、必要不可欠な高校として存在す べきであることから、「学びの改革 基本構想」で示した再編に関する基準に沿って 再編後も募集定員 120 人以上、1 学年・学級数 3 学級以上を継続されることを要望す るものであります。冒頭、紹介議員である古村議員から説明を求め審査をしました。 審査における意見は 1. 議会として挙げる意味はある。高校での少人数学級について議 論されていないなど県教委の進め方に問題はある。2.単に規模の問題ではなくどれだ け魅力ある学校づくりができるかが課題。単純に数の論理だけでいくべきではない。 3. 辰野町の活性化のためにも 120 人以上の体制を継続してほしい。4. 請願を出すこと は私たちも責任を伴う、深く関わり魅力ある学校を一緒に考えていくことを考えるべ きだ。5. 同窓会、議会などが町と一体になって真剣に辰野高校を残すことを考えるべ き。6. 意見書の中に町や議会の関与を示し、存続に対し強い関心があり支援をしていく姿勢があることをにじませていく必要がある。以上の討論のうえ、採決の結果、全員一致で採択すべきとし、意見書を提出することを決しました。以上委員長報告といたします。

○議 長

ただいまの委員長報告に対し、請願第 15 号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める請願書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより、請願第 15 号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める請願書を採決いたします。お諮りいたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、請願第 15 号は、委員長報告のとおり決しました。 日程第 8、追加提出議案の審議について、議案第 16 号、令和 3 年度辰野町一般会計補 正予算(第 14 号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

〇町 長

はい。令和3年度辰野町一般会計補正予算(第14号)を提案するにあたりまして、 提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、コロナ克服新時代開拓のための経済対策で実施する、子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金、令和3年8月の大雨災害に係る災害復旧工事費等の追加であります。補正総額は4億3,307万8,000円の追加で予算総額は99億5,537万2,000円となる補正予算であります。以下その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金、県支出金、繰入金繰越金及び町債の追加であります。歳出につきましては民生費で新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する取り組みとして18歳以下の児童一人につき5万円を支給する給付金と、様々な困難に直面し た方々の生活と暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり10万円を支給する給付金に係る経費の追加です。なお子育て世帯への臨時特別給付金は18歳以下の児童一人につき10万円の給付を行うこととされておりますが、今回はそのうちの5万円を先行的に現金給付するものであります。災害復旧費では重機等借り上げ料から農業用施設等復旧工事への振り替えと財源組み換え、補助事業関係で農業用施設8箇所、農地6箇所の災害査定結果による復旧工事費等の追加です。地方債補正は災害復旧事業債の変更です。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑、討論を行います。ありませんか。

○津 谷(6番)

議案書 12 ページであります。子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金ということで、10 万円の給付の中のまず先行して 5 万円を給付するという説明がありました。残りの 5 万円に対しての給付の仕方でありますが、クーポンまたは現金なのか、例えば専決処分にして 10 万円一括になるのか、残りの 5 万円に対してどのような形になるのか教えてください。

○町 長

はい。残りの5万円分の支援について今の質問でございますが、現金給付とする予定であります。先行給付金は12月27日に給付する予定で、すでに事務を進めているところでありますが、残りの5万円分も準備が整い次第速やかに給付できるように対処してまいりたいと考えております。事務処理に上伊那で共同利用しております広域システムでの対応が必要となるため、費用の見積もり等の検討をお願いしているところでありますが、年内の給付には間に合わない見込みと聞いております。広域システムの対応に係る経費とスケジュールが確定したところで速やかに予算措置、場合によっては専決補正で一日でも早い給付に向け、準備を進めてまいりたいと考えているところであります。

○議 長

よろしいですか。そのほかございませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第16号、令和3年度辰野町一般会計補正予算(第14号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程第9、議員提出議案の審議についてを、議題といたします。はじめに、発議第1号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める意見書の提出についてを、議題といたします。議案の朗読を致させます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第1号、新型コロナウイルスの影響による米の需給悪化の改善と米価下落・資材高騰への対策を求める意見書の提出についてを、採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議 長

起立全員です。よって発議第1号は、原案のとおり可決されました。次に発議第2号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める意見書の提出についてを、議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第2号、辰野高校の定員数及び学級数の維持継続を求める意見書の提出についてを、採決いたします。この表決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに賛成の方はご起立願います。

(起立 13人)

○議 長

起立全員です。よって発議第2号は、原案のとおり可決されました。日程第10、陳 情第14号の継続審査についてを、議題といたします。総務産業常任委員長から陳情 第14号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についての陳情書 について、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。 ここで質疑を行います。ありませんか。質疑、討論、質問ですか。はい。

○向 山(13番)

今回、第14号として出された陳情とほぼ同一の趣旨で6月議会に陳情が出されております。この時には総務産業常任委員会として、継続審査をするということでこの議会、本会議においても継続審査が決定されております。この6月議会後のこのインボイスに関する継続審査、閉会中の審査状況についてお聞きします。

○総務産業常任委員長(池田)

今の質問に対してお答えいたします。本年6月定例会にインボイス制度廃止の陳情書が出されました。当委員会で継続審査を行うということをお願いしまして、具体的には国税局と税理士からそれぞれの近況の考え方を伺い、調査研究ののち当委員会で継続審査の進め方を協議、2回協議し、陳情書の採決は取らないとの意見に対して賛成多数となっております。以上です。

○議 長

向山議員、よろしいですか。はい。質疑を終結いたします。次に討論を行います。 〇向 山(13番)

陳情第 14 号の継続審査とする委員長報告に反対し、採択するべきであるとの立場で討論いたします。論点は二つございます。一つはこの消費税インボイス制度の導入によって、農業者をはじめ中小零細事業者の事業継続が困難となる状況が予想されることから、このままでのインボイス制度の導入は中止すべきであるということであります。論点の二つ目はこの陳情に対して議会として態度を明らかにすべきであり、継

続審査にはすべきでないということであります。まずこのままでのインボイス制度の 導入は、中止すべきであるということについてであります。インボイス制度は事業者 が請求書、領収書に納税者番号を付記して、課税事業者として消費税を申告する際に これらを集計して消費税を計算するものであります。年間売上額が1,000万円以下の これまで消費税が免税となっていた事業者にとっては、このインボイス発行をしない と取引をしてもらえなくなり、事業の継続が難しくなります。しかしインボイスの発 行には多大な事務負担がかかり、またインボイス発行のための登録をした場合、免税 事業者ではなくなり消費税の申告、納税義務が新たに生じることになります。一定の 経過措置があるとはいえ、中小事業者への免税制度をなし崩しにするものであり、中 小企業・自営業者等の経営危機が深まる恐れは多大であると言わざるを得ません。適 格請求書発行事業者の登録がすでに始まっており、ここは一旦制度の実施を中止し抜 本的な見直しをすべきであるということから、私はこの陳情は採択すべきであると考 えます。そこで第2の論点です。この陳情に対して議会として態度を明らかにすべき であり、継続審査にはすべきでないということであります。先ほど私の質問に対して 総務産業常任委員会では継続中の審査を行ってきているということであります。その 審査をふまえて一定の結論を出すべきであると考えます。そもそも憲法第16条で国 民の権利として、公の機関に対して要望をすることができるとするものが請願権であ り、当議会では陳情についてもそれに準じた扱いをすることになっています。国民の 権利として住民が提出した請願や陳情については真摯に向き合うべきであるととも に、審議を尽くしたうえにはできるだけ速やかに結論を出すべきであると考えます。 その意味では継続審査としたこのインボイスの問題に関して、総務産業常任委員会と して閉会中審査を行ったことについては敬意を表します。一方で6月に同様の趣旨の 陳情が出ており、更に継続審査となれば結論が出るのは早くても3月議会になります。 陳情者は採決の結果を踏まえて次のアクションを考えるわけですから、そのためにも 徒に結論の先延ばしをせず、本議会において採択をするか否かの採決をすべきである と考えます。以上、私はこの陳情は採択すべきであり、したがって継続審査にはすべ きでないということを申し上げて私の討論とします。

○議長

次に、継続審査とすることに賛成者の発言を許可します。

○小 澤 (10番)

私は委員長報告の継続審査に賛成の立場から討論に参加させていただきます。この 陳情は消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の実施を中止 することを求めての陳情です。しかし中止ということになると、すでに法案は通って いるものでありまた陳情に記されているように、10月1日から実質的に適格請求発行 事業者の登録申請受付が進められています。そういう意味では中止はいろいろな分野 において影響が出ることが考えられます。またインボイス制度導入の目的は軽減税率 により複雑化した消費税の算出を正確に行い把握することにあります。従って根本的 な消費税の税制の形としては、理論的にかなっている方式であるので中止にはできな いと考えます。しかしこの制度上事業者によっては受注減などのデメリットが発生する可能性があります。それが陳情にいうインボイス制度に対応できる状況ではないと いうことだと思います。現在 2023 年 10 月からのインボイス制度実施に向けた適格請 求書発行事業者の登録申請の受付が始まったわけですが、委員長報告にもあるように 制度実施までには時間があり、不透明なところもあることから委員長報告通り、この 陳情に対して継続審査とすることに賛成いたします。

○議 長

ほかにございませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。陳 情第14号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書提出についての陳情書 については、総務産業常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることに賛成の 方はご起立願います。

(起立 10人)

○議 長

起立多数です。よって陳情第 14 号は、辰野町議会会議規則第 72 条の規定により委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。日程第 11、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、閉会中の継続審査申し出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第12、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第100条第13項及び辰野町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり議員派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配布しましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

11月30日に開会いたしました第10回辰野町議会定例会にご提案申し上げました追 加議案を含め 16 議案すべてを、原案どおり可決いただき感謝申し上げます。一般質 問では、防災、減災、子育て支援、福祉、教育、産業振興、環境、公共施設の管理な ど幅広い分野で質問をいただきました。私の2期目の町政についての考え、姿勢を問 われる質問もいただきました。現在町では次年度予算の編成作業を進めているところ でありますが、例年歳入の不足を補うため多額の基金の取り崩しや地方債借り入れに、 頼わざるを得ない厳しい状況が続いています。将来への投資と持続可能な行財政運営 の両立を図るため、すべての事務事業について必要性と優先順位を見直し、合理化効 率化を図るとともに新規事業については、限られた財源で最大の効果が生み出される 工夫を職員に指示しております。一方で過去の経験にとらわれない自由な発想で、時 代の変化に対応し夢と希望が持てる未来につなげていくことも、目標に示しておりま す。本議会一般質問の中でも町民要望に基づくいくつかのご提案をいただきましたが、 将来を見据え集中と選択、創意工夫により一歩一歩着実に各施策を進めてまいる所存 ですので、引き続き議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。来年の干支、壬 寅には「陽気を孕み春の胎動を助く」つまり辛く厳しい冬はいずれ終わり暖かい春が 来る、冬が厳しい程春の芽吹きは生命力にあふれ華々しく生まれる、そんな意味があ るそうです。新型コロナとの戦いはまだまだ続きますが、大きな影響を受けている町

民生活、地域経済に支援に随時取り組んでいきます。本日追加議案で子育て世帯への臨時特別支援事業先行給付金を含む、一般会計補正予算を可決いただきましたが、残り5万円分の支援についても国の方針が明らかになりましたので、当町においては現金給付方式を選択し準備が整い次第速やかに対処してまいりますので、町民の皆様におかれましては引き続き感染予防の徹底と慎重な行動をお願いいたします。議員各位には、今年一年町のため、町民のためにご尽力いただきました。健康に留意され、穏やかなよいお年をお迎えいただけますようご祈念申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議 長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして11月30日に開会いたしました、 令和3年第10回辰野町議会定例会を閉会といたします。16日間にわたる長丁場、大 変ご苦労様でした。

10. 散会の時期

12月15日 午後 3時 25分 散会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係専門員 有賀智美の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 11番

署名議員 12番